

平成 23 年 9 月 21 日

埼玉県知事

上田 清司 様

埼玉県議会公明党議員団団長

西山 淳次

狭山茶に係る緊急要望

9月初旬に、厚生労働省が行った検査や、茶商が独自に行った検査により、県産狭山茶の一部から国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、衝撃を与えた。これに先立つ5月から7月にかけて行われた県による検査では、狭山茶は大丈夫、安心と言われていたにもかかわらず、このような結果が出たことは、県の調査が不十分だったことを物語っており、大変遺憾である。

こうした事態を受け、県は放射性物質が検出された若芽・早摘みの銘柄を検査し、それ以外の銘柄は茶業協会が検査することにより、狭山茶の全銘柄に対する検査実施が決定された。狭山茶に対する信頼を取り戻すためにはやむを得ない対策と考える。

それにしても、県内茶業者の受けた打撃はまことに大きい。茶業者は被害者であるのに、肩身の狭い思いをし、売り上げは激減し、補償への不安にかられているのが実情である。

今こそ、県は「狭山茶」を守らなくてはならない。消費者の不安を取り除くと同時に、茶業関係者の支援に全力を挙げるべきである。

よって、公明党県議団は知事を先頭に以下の項目を実施するよう強く要望する。

記

- ・「飲用」である茶に対して、肉や野菜と同様な暫定規制値が適用されている。科学的根拠に基づいた規制値を早急に策定するよう国に強く求めること。
- ・早急な検査実施と的確な広報活動により、県民の不安解消に努めること。
- ・急速に経営悪化している茶業者に対する資金繰り支援等を実施すること。
- ・検査済みのものについても、深刻な販売不振が予測される。昨年の「彩のかがやき」に準じて、積極的な販売促進策を県が講じること。
- ・東京電力との補償交渉についても県は応援をすること。

以上